

憲法第一章天皇陛下の政治利用の考察

平成21年12月17日

稲田メモ

一 問題の所在

今回の天皇陛下と習近平国家主席との会見についての事実の経過は別紙のとおりであり、論点は以下のとおりである。

- (1) 今回の会見の法的性格とその内容—憲法に定める「国事に関する行為」との関係
- (2) 天皇陛下の政治的行為とは一憲法4条の「国政に関する権能を有しない」の意味
- (3) 本件の何が「天皇陛下の政治利用」にあたるのか
- (4) 鳩山内閣の責任
- (5) その他 小沢発言

二 今回の会見の法的性格とその内容

今回の会見は憲法に定める国事行為（憲法4条2項、6条、7条）ではなく憲法1条の「日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴」たる地位に基づく公的な行為である。したがって7条の「内閣の助言と承認」は要しない。

ここにいう「内閣の助言と承認」とは内閣の同意あるいは意思である（衆議院内閣委員会昭和39年4月23日内閣法制次長答弁）。

今回の会見のような公的行為の性格については昭和48年6月7日の衆議院内閣委員会における内閣法制局長官の答弁として「公的行為についてはどういうふうに行われるか。これは皇室に関する国事事務を処理しております官内庁、それを統括する総理府、さらにその総理府を統括する責任のある内閣府が、責任をもってこの公的行為について、いかなる行為を行われるか、その公的行為を行われるに際しまして、憲法4条第1項にごぞいます『国政に関する権能を有しない』という規定の趣旨にかんがみまして、いやしくも国政に影響を及ぼすことがあってはならないという配慮を十分にいたしておるわけでごぞいます、第一次的には官内庁、第二次的にはそれを包括する総理府、さらには内閣が責任を負う」としている。

また公的行為の限界についても国会答弁があり（昭和59年4月5日衆議院内閣委員会総理府総務長官）「第一は国事行為におけると同様、公的行為においても国政に関する権能がその中に含まれてはいけないことであ

ります。すなわち政治的な意味をもつものとか政治的な影響を持つものが底に含まれてはならないということでもあります。第二は、その天皇の御行為について内閣が責任をとるという行為でなければならないということでもあります。第三は、その行為が象徴天皇としての性格に反するものであってはならないことでもあります。」としている。

三 以上を前提とすると天皇陛下の政治利用は、「国政に関する権能を有しない」の要件の問題に帰着する。

「国政に関する権能を有しない」とは「政治的な意味をもつものとか政治的な影響を持つものがそこにふくまれてはならない」ということである。

この具体的内容については必ずしも明確ではないが、そのときの政治情勢や国際情勢のなかで、特定の人、特定の国、特定の政党、特定の団体を利する政治的党派性ということになると思われる。なお、そのようなことがないように事前に形式的なルールを定めておくことが憲法上の要請ということができ、本件における一ヶ月ルールがそれにあたる。

四 今回の何が「政治的な意味をもつ行為、政治的な影響をもつ行為」なのか

一ヶ月ルール（慣行）無視が政治利用なのか一慣行を守っていれば政治利用にならないのか

今回の会見は、（１）慣行無視でありそれを理由に宮内庁長官が二度にわたって断ったこと（２）今回の会見が小沢幹事長率いる総勢600人超の民主党訪中団の手土産としてさらには小沢幹事長の政治的影響力を中国に顕示するために、また鳩山政権の対中外交を円滑化するためのものであったこと（我が国における民主党の事情）（３）天皇陛下との会見は、習副主席の中国における政治的地位の向上に利用するものであったこと（中国側の事情）などを総合的に判断すると「政治的に意味をもつ行為、政治的な影響をもつ行為」であるというべきである。

五 鳩山内閣の責任

鳩山内閣の行為は、天皇陛下を、一ヶ月ルールを無視してまで政治利用している点でその責任を問われるべきであるし、その政治利用の内容が中国における習副主席の地位向上に利用させ、その方法が中国に無理な要求でも受け入れる国として軽んぜられるおそれがあるという意味においても不当であ

るという二重、三重の意味で政治的な責任を問われるべきである。

六 その他

内閣の一員でもない一政党の幹事長が、天皇陛下の公的行為について「韓国の皆さんが受け入れてくださるのなら結構なことだ」とか「体調がすぐれなければ（優位性の低い行事は）やめればいい」などと指図することは不当であるばかりでなく、今回の天皇陛下の会見は小沢氏が600人超の訪中団に対する中国の歓待に対する対価として私的に天皇陛下を利用した側面がある。その小沢氏の私的利用に対して鳩山内閣が加担したともいえる。なお中国の習副主席にとっては自分の政治的地位向上のために私的利用したことになり二人の個人の私的利用を鳩山内閣が許容したことになり、憲法以前の問題としても許しがたい。

七 結論

鳩山内閣および小沢氏の天皇陛下の政治利用、私的利用を招いた鳩山内閣の政治責任は重大であり、直ちに総辞職すべきである。

以上